



トピックス	TOP	MPD
S・A	10~17	10~17
論文	4~6	—

重要犯罪等

重要犯罪

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。今回は重要犯罪のうち、性犯罪を除いた犯罪を取り上げる。

放火の罪

1 放火の罪総論

(1) 意義

火力の不正な使用によって建造物等を焼損し、不特定又は多数人の生命、身体及び財産に対して危険を生じさせる罪、つまり公共危険罪である。

保護法益は、不特定又は多数人の生命、身体及び財産の安全である。

(2) 放火の罪の類型

放火の罪は、抽象的危険犯と具体的危険犯に区別される。要件として、抽象的危険犯は、具体的な公共の危険の発生を必要としない。一方、具体的危険犯は、公共の危険が具体的に発生することが必要とされている。

公共の危険とは、不特定多数人の生命、身体、財産に対する危険を意味する。

罪名	客体	公共の危険	罰則	未遂・予備の処罰
現住建造物等放火罪 (刑法108条)	現住 建造物等	不要 (抽象的危険犯)	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	あり
他人所有非現住建造物等 放火罪(刑法109条1項)	非現住 建造物等		2年以上の懲役	
自己所有非現住建造物等 放火罪(刑法109条2項)	非現住 建造物等	必要 (具体的危険犯)	6か月以上7年以下の懲役	なし
他人所有建造物等以外 放火罪(刑法110条1項)	建造物等 以外の物		1年以上10年以下の懲役	
自己所有建造物等以外 放火罪(刑法110条2項)	建造物等 以外の物		1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	

(3) 行為

「放火」することである。

実行の着手時期	焼損が発生する現実的危険を生じさせた時	例：客体への直接の点火時や、媒介物(現住建造物に隣接する物置小屋等)への点火時
既遂時期	客体が焼損した時	例：住居内の天井板の一部約30センチメートル四方を焼いた時に焼損あり
	具体的危険犯は公共の危険の発生も必要	



焼損の意義

火が媒介物を離れて、目的物に燃え移り目的物が独立して燃焼を継続する状態に達することをいう(最判昭23.11.2独立燃焼説)。

2 現住建造物等放火罪(刑法108条)

放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物等を焼損する犯罪である。本罪は、未遂も処罰される(刑法112条)。

「人」とは、犯人以外の者をいう。したがって、犯人が1人で住居として使用している家屋に自身で放火した場合、その客体は現住建造物ではなく、非現住建造物に当たる。

「住居」とは、日常生活の場として日常使用されるものをいう。ただし、放火当時、人がそこに現在することは必要ない。

「建造物」とは、屋根を有し、壁又は柱によって支えられ、土地に定着し、その内部に人の出入りが可能なものをいう。客体を損壊しないで容易に取り外すことができる雨戸、障子、畳等は器物、容易に取り外せない天井板や床板等は建造物の一部とされる。

3 非現住建造物等放火罪(刑法109条)

放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物等を焼損する犯罪である。客体の例としては、現に人がいない空き家、物置、倉庫等がある。

本罪は、客体となる建造物等が他人所有か自己所有かで分けられ、自己所有であれば、公共の危険の発生が要件になる。他人所有のみ未遂も処罰される(刑法112条)。

居住者全員の殺害と放火

犯人が、他人の住居内で家族全員を殺害した上、証拠隠滅のために放火した場合、殺害により人の住居ではなくなり、また、建物内に人がいないので非現住建造物等放火罪が成立する(大判大6.4.13)。



4 建造物等以外放火罪(刑法110条)

放火して、建造物等以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせる犯罪である。客体の例としては、自動車、航空機等がある。

5 放火予備罪(刑法113条)

現住建造物等放火罪(刑法108条)又は他人所有非現住建造物等放火罪(刑法109条1項)を犯す目的で、その予備をする犯罪である。

予備とは、放火の準備行為であり、実行の着手前に放火目的を持ってする行為をいい、放火の材料を用意する行為、放火道具の目的地への運搬行為等が放火予備罪に当たる。



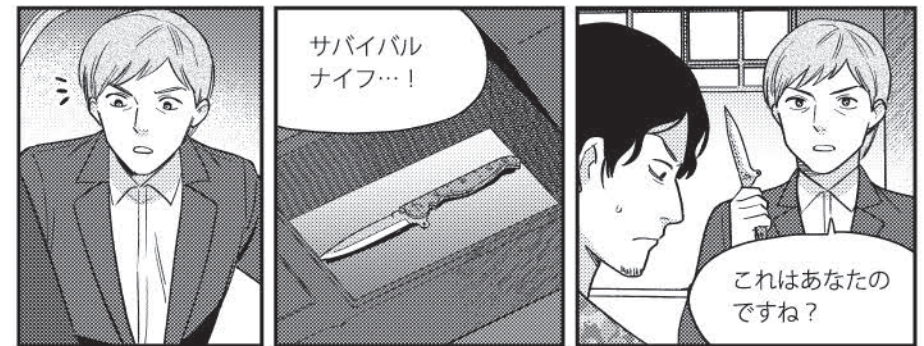
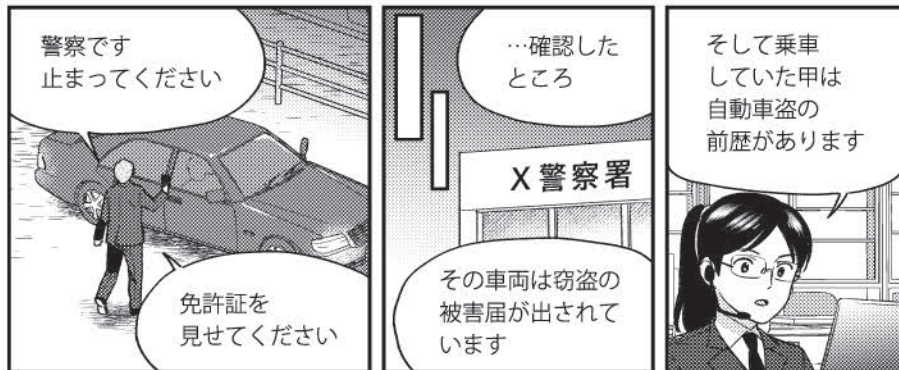
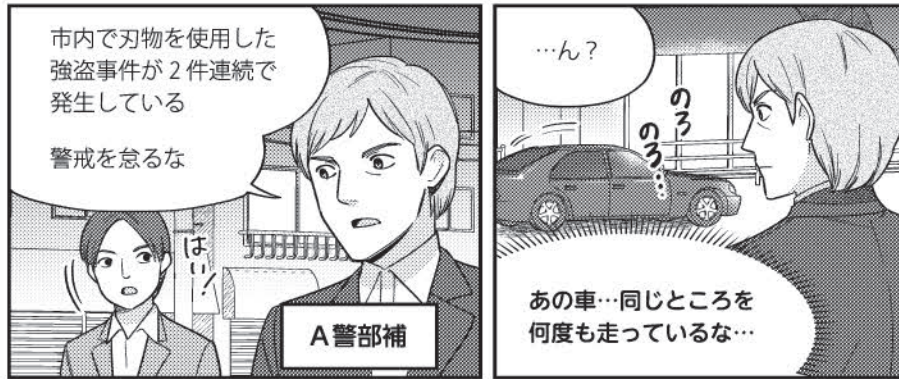
マンガでTRY 法学論文 刑訴法



TOPの論文 7、TOP・MPDの論文 5 とリンク！

逮捕の現場における捜索・差押えと別事件の証拠物

X署刑事課のA警部補は、刃物使用の強盗事件が連続発生したのに対応してよう撃捜査中、不審車両を発見し、単独で運転していた甲に職務質問したところ、当該車両について窃盗の被害届が出されていること、及び甲に自動車盗の前科・前歴があることが判明した。さらに、甲を追及すると、窃盗の事実を認め、被害日時・場所等についても一致して被疑事実の充分性も確認したが、甲が逃走を図ろうとしたため、同人を窃盗罪で緊急逮捕した。A警部補は、逮捕の現場において、甲が運転する車両を差し押さえ、車内を捜索したところ、コンソールボックス内から、銃刀法22条(刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯の禁止)違反に該当すると思料されるサバイバルナイフ1本を発見した。



この場合における当該サバイバルナイフの押収手続について述べなさい(緊急逮捕の適否については別論とする)。



解答・解説は次ページで ➡